

令和2年度第2回埼玉県少子化対策協議会議事録

日 時：令和2年10月29日（木）

10:00～11:30

場 所：市民会館うらわ 705・706集会室

1 開会

2 挨拶

埼玉県福祉部少子化対策局長（細野局長）

- ・ 先日の新聞報道において、今年の出生数を84万人台と予測し、政府関係者の話では来年の出生数が70万人台になる可能性を示唆するコメントがあり、新型コロナウイルスが今後も大きく影響してくることを改めて実感している。
- ・ 一方、子育てに関する調査で「さらに子どもが欲しい」という家庭が増えており、内閣府の調査でもコロナ禍でも20代、30代の方の結婚への関心が高まっているという結果があり、一つの光明ではないかと感じている。
- ・ いずれにせよ、こうした県民の願いを実現することが行政の使命であると思っており、市町村にもご協力いただき、少子化対策に尽力していきたい。
- ・ 少子化対策は非常に難しく、これさえすればという決定打があるものではなく、結婚、妊娠・出産、子育て、働き方といった支援を地道に丁寧に行っていくことがこの問題の王道ではないかと考えており、ご協力いただきたい。
- ・ なお、本日は内閣府の加藤様にもお越しいただき、新聞報道でも多く取り上げられている「結婚新生活支援事業」についてご説明いただくため、ぜひ関心を深めていただきたい。

3 議題等

（1）結婚新生活支援事業について（内閣府からの説明）

資料1について、内閣府子ども・子育て本部少子化対策担当の加藤様から説明

- ・ 本事業は、婚姻率の向上ではなく、若者の希望する結婚が、それぞれ希望する年齢で叶えられるような環境を整備することを目的として実施している。
- ・ 令和3年度概算要求部分は調整中のため変更が生じる可能性があるが、未婚化・晩産化が進行し、35歳以上の未婚割合・結婚希望者が増加傾向にある等の状況を鑑み、年齢・所得の要件を見直している。
- ・ また、コロナ禍による影響で今後の婚姻件数へ更なる悪影響を及ぼす可能性があることを懸念し、補助上限を増額する予定である。

- ・ なお、モデル事業は従来の結婚新生活支援事業に加え、都道府県が中心となり、自治体間連携を展開することで事業を面的に拡大することを目的に、補助率を2/3にかさ上げして実施するもので、提案都道府県から予算の範囲内で上位自治体を採択する。
- ・ 今後のスケジュールは現在調整中のため紹介まで、少し時間をいただきたい。
- ・ なお、今年度の結婚新生活支援事業の申請は、随時受付しているため、ぜひ検討いただきたい。

(2) ワーキンググループの報告について

①待機児童対策協議会の活動報告

資料2-1について、西山 少子政策課施設整備・指導担当主幹から説明

- ・ 平成30年度5回、令和元年度3回実施しており、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から前半期の実施を控え、9月に第1回を実施した。
- ・ 委員以外の市町村でも希望があればオブザーバー参加することができ、ぜひ検討いただき、広く県内で情報共有していければと考えている。
- ・ 現在、国が新たな待機児童解消プラン作成に着手しており、内容についても、市町村に検討いただく部分が出る可能性もあり、その際は協力いただきたい。
- ・ なお、今後は受け入れ枠拡大のための新規施設の整備だけでなく、地域の状況に応じた議論になっていくものと考えている。

②子育て支援ワーキンググループの報告

資料2-2から2-3について、渡邊 少子政策課子育て環境整備担当主幹から説明

- ・ 緊急事態宣言中は約9割の拠点が閉所し、子育て家庭の外出が制限されたことで虐待のリスクが高まったともいわれており、県では在宅の子育て家庭への支援を強化するため、拠点でのオンライン子育て支援事業をテーマに取り上げた。
- ・ すでにオンライン導入済の拠点スタッフからは、新たな利用者や障害児の家庭等の参加があり、拠点に来所できない方へのアウトリーチに代わる手段として有効という話があった。
- ・ まずは管内の中核的な拠点でモデル的にオンライン導入の取組を開始したいと考えている。
- ・ 各市町村には、拠点のオンライン導入をバックアップいただきたい。また、国の「オンライン活動による相談体制の強化」に係る交付金は、次年度の交付は未定のため、導入意向のある市町村は補助がある年度内の活用をお願いしたい。

(3) 今後の多子世帯支援について

資料3-1から3-4について、瀧澤 少子政策課企画・子育てムーブメント担当主幹から説明

- ・ 事業検証と効果的な運営方法について、資料3-2の現状等を提示した上で、資料3-1のとおり7人の専門家の方々に意見聴取を実施した。
- ・ 多子世帯応援クーポン事業のチケット登録事業者数は、9月には県内全ての市町村に拡大し、10月末には1,198店舗となった。今後も引き続き、拡大に努めていく。
- ・ 資料3-1から資料3-3までを踏まえ、市町村からの意見をいただきたいと考えており、資料3-4意向調査票への協力をお願いしたい。

(4) SAITAMA 出会いサポートセンター事業について

資料4について、瀧澤 少子政策課企画・子育てムーブメント担当主幹から説明

- ・ 登録者数が4,000人を超え、オンライン化の推進などを通じた出会いの機会を提供したことで、お見合い組数、交際組数や成婚退会も増加した。
- ・ 現在、県内市町村の約3分の2に当たる41市町村がセンター加入しているが、未加入市町村も、加入の検討をいただきたい。
- ・ また、各市町村には、11月のPR強化期間において、広報紙掲載等の協力に関する連絡をすでに多くいただいているが、結婚を希望する方に出会いの機会を提供するため、引き続きセンター運営や広報へ協力いただきたい。

(5) 子ども・子育て支援情報公表システムについて

資料5-1から5-3について、瀧澤 少子政策課企画・子育てムーブメント担当主幹から説明

- ・ 令和2年9月30日に内閣府主導でスタートした「子ども・子育て支援情報公表システム」だが、内閣府からも各市町村の皆様の協力について、感謝の連絡をいただいております、この場を借りて御礼申し上げます。
- ・ なお、内閣府からは、現時点で未公表の施設があることや、公表されても掲載されている情報量に市町村によって差があると指摘されている。
- ・ 今後、教育・保育施設の利用希望者がこのシステムにアクセスして、施設情報の検索・閲覧する機会がさらに増えることが予想されるため、未公表施設のある市町村は、早期に登録が完了するよう計画的に作業を進めていただきたい。
- ・ また、資料にはないが、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局作成の少子化対策地域評価ツールが、3月に各市町村に送付されている。
- ・ 少子化をめぐる状況が地域によって異なることから、地域特性の見える化などを通じて具体的な取組を分野横断的に検討する場合等には、地域評価ツールをぜひ活用していただきたい。

(6) 児童館等における中高生の居場所づくりの取組について

資料6について、渡邊 少子政策課子育て環境整備担当主幹から説明

- ・ 昨年度も児童館職員研修で中高生の居場所づくりをテーマにしたが、アンケート結果から中高生にとって魅力ある児童館づくりを課題に感じているという声もあり、県内事例を紹介したい。
- ・ 児童館に中高生を集めている施設は「中高生が運営に参画する仕組みや利用しやすい時間設定や設備等が用意されている」という特徴があり、特に専用時間、専用室といった他の年齢層と利用時間を分けることが利用促進につながっている。
- ・ また、児童館と他の社会福祉施設との連携では、核家族化等により普段は多世代交流が減っている中、心のケアが必要な中高生と人生経験豊富な高齢者との交流は双方にメリットがあるという声があった。

(7) 子供の食を守るための活動について

資料7について、熊谷 少子政策課こどもの未来応援担当主幹から説明

- ・ もともと苦しかったひとり親世帯において、コロナ禍が追い打ちをかけている状況にある。
- ・ 埼玉県には、国内最大のフードバンク団体「セカンドハーベストジャパン」があり、首都圏物流等の企業が各拠点に無償の輸送協力いただけるという条件も相まって、県内のフードパントリー団体も急速に増え活動が盛んになっている。
- ・ ただ、こうした団体は支援が必要な方の情報がなく、市町村による広報活動を要望する声が多く、児童扶養手当現況確認等のお知らせ送付の際、フードパントリー団体や子ども食堂を紹介していただきたい。
- ・ 行政によるフードドライブについても、実施を検討している市町村は、県でのこれまでの取組を踏まえて説明することができるため、連絡いただきたい。

(8) 保育士貸付事業全般について

資料8-1から8-2について、笠原 少子政策課施設運営・人材確保担当主幹から説明

- ・ 現在、保育分野での就学や就職のための支援資金貸付制度を各種用意しており、本年度は新規に2事業、内容を変更したものが1事業となっている。
- ・ 「新卒保育士就職準備金貸付事業」について、20万円の内5万円負担分を市町村ではなく事業者が負担した場合、返済免除の要件である2年間の勤務場所は県内であればどこでも可能となった。
- ・ また、同事業のキャリアパス要件について、市町村からの要望も踏まえて検討

を行い、待機児童解消に向けた保育士確保のため新設園でも活用できるよう対象を拡大した。

- ・ なお、本年度は新卒保育士就職準備金貸付制度を活用する保育園の一覧を作成し、県社会福祉協議会HP等に掲載、指定保育士養成校へ配布し、就職活動の一助としている。
- ・ 10月の新聞報道で会計検査院による企業主導型保育所の病児保育に関する不適切な助成への指摘が掲載されており、本件は県や市町村が直接助成する対象ではないが、事業者との調整でお気づきの点があれば、県まで連絡いただきたい。

(9) ひとり親世帯臨時特別給付金について

資料9について、小山 少子政策課手当・ひとり親家庭支援担当主幹から説明

- ・ 資料9-1表中③から⑤の区分の申請が見込みより大幅に少ないため、対象の方が受給機会を逸することの無いよう、改めて周知をお願いしたい。
- ・ なお、資料にはないが、来年度の国補助事業の中で養育費の確保対策など離婚前、離婚後の親を支援するメニューを盛り込んだ事業が新たに予定されており、厚生労働省HPで確認いただきたい。

(10) SNSによる虐待相談、里親制度について

資料10-1について、楠 こども安全課児童虐待対策担当主査から説明

- ・ 県では9月1日からLINEを活用した相談を開始し、県内小・中・高等学校や市町村児童福祉担当課での周知を実施した。
- ・ 1か月間の状況では、育児の悩みや不登校など虐待一歩手前での親による相談に加え、約6割が子どもからの相談であり、対面や電話よりも子どもからの相談がひろい上げられていると感じている。
- ・ 引き続き、周知のため、市町村広報紙による周知協力をお願いしたい。

資料10-2から10-3について、山上 こども安全課総務・里親推進担当主査から説明

- ・ 国の目標では里親等委託率75%を掲げているが、県では22%にとどまっており、現実的な目標として令和6年度までに32%を目指している。
- ・ 本年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から周知が滞っており、市町村には近日中に送付するチラシ配架、広報紙掲載、民生委員会合・役員会等での周知をお願いしたい。

【質疑応答】

3 議題等（１）「結婚新生活支援事業について（内閣府からの説明）」関係

鴻巣市： 当市では平成２８年度から当補助金を実施しており、平成３０年度は７件、令和元年度は１０件の交付実績があった。今年度も１０件の見込みで実施しているが、先日の報道による影響で毎日問合せをいただいている状況である。そのため、補助金の交付申請額は多めに見積もった方が良いか。また交付金の変更申請は毎年１月頃までと認識しているが、当市では毎年２月以降に問合せが殺到し、予算が不足しないか心配しており、何か対策はないか。

内閣府： 変更申請は現在も受け付けている。申請状況等により超過が伺えるのであれば、事前に県の担当者を通じて、この程度の見込み世帯数があると相談いただくとありがたい。具体的な数字が見えない場合でも、可能な限り早く相談いただくことで調整できる部分もあるため、御協力願いたい。

毛呂山町： 既存事業を見直して新規に事業を行う場合は補助対象となるという点について、詳しく伺いたい。当町では経済的不安の軽減などを目的として、親と同居するために当町へ戻ってくる方に、引っ越し費用等を補助している。事業効果等を鑑みて、常に事業の新しいやり方などを検討しており、こういった趣旨でもこの事業の対象になるのであれば検討したい。どの程度見直すことで新規となるのかを教えていただきたい。

内閣府： 既存事業を本事業に取り組む手法としては国の要件、少子化対策ということをや要綱等で記載することが重要である。また、年齢要件や所得、補助上限額等どちらも国の要件に沿った形で柔軟に設定することは可能だが、範囲をある程度設定する必要がある。その他、ご提示いただいたように転入者の方を対象とする要件を設けている自治体もあるため、詳しい事業内容によるが、おそらく事業展開は可能と考える。要件等の整理については適宜相談いただきたい。

富士見市： 説明いただいたのは令和３年度の概算要求の話だが、その先のことを聞きたい。当市の場合、複合的に考えて結婚支援、少子化対策として考えていかなければならないと考えているが、今回の概算要求は、ただ単に住宅支援だけではなく、他にも機運醸成の講座参加や他の施策なども考えてストーリーを作っていくという趣旨だと思うが、令和４年度も続く事業なのか。来年度考え、再来年度つなげていきたいため、教示いただきたい。

内閣府： 現時点では令和３年度の概算要求を調整中のため、令和４年度以降の継続を約束できるものではない。

3 議題等（3）「今後の多子世帯支援について」関係

本庄市： この事業のアンケートは毎年行っているのか、それとも今回が初めてなのか教えていただきたい。

事務局： アンケートは、事業を開始した平成29年から毎年行っている。その結果については県のホームページでも掲載している。

狭山市： 当市では来年度から多子世帯応援事業の実施を検討している。県の多子世帯応援クーポン事業の補助金を活用して、県内の市町村がどのような多子世帯向け事業を実施しているか事例等を教えていただきたい。

事務局： 県のクーポン事業に上乘せしてクーポンを発行している市町村や、地元の商工会等の協力で商工会発行のお買物券を発行している市町村、各市町村独自の物品・記念品を送っている市町村、出産祝い金という形で第3子以降又は第1子から祝い金を支給している市町村もある。それぞれ地域の独自性を出し、工夫されていると認識している。昨年度は県内19市町村で実施している。

毛呂山町： 参考までに、当町では今年度からこの事業を始めており、第1子から、出生時と小学校入学時の2回にわたり応援金という形で現金を支給している。そのうち、第3子の出生分について、県事業に申請をしている。就学時に支給している理由は、多子世帯の子育ては生まれた時ではなく、学校に入ってからの方が経済的負担も大きく、それを応援する意味で支給している。将来的に就学時も対象になったらありがたい。

議長： 説明のあった事業の現金支給額を教えてください。

毛呂山町： 第1子と第2子は出生時が2万円で、第3子以降は3万円。双子の場合は一人あたり1万円加算。小学校就学時は一律一人2万円を支給している。

本庄市： 完結出生児数が2人に満たないという状況で、多子世帯を3人目からではなく、2人目からとするような検討はしているか。

事務局： 検討していないわけではないが、資料3-4の現状をみていただくと、平均理想子供数が2.32となっている中、完結出生児数は1.94にとどまっており、2人目から対象とした場合、それ以上出生数は伸びないとも考えられる。第3子以降出生割合の推移は、埼玉県はじわじわ伸びている。この事業だけで、割合が伸びているとは考えていないが、色々な取組を通じて、少しずつ伸びており、気運醸成となると2人より3人の方がより効果があるのではないかと考えている。

議長： 子供は2人までという固定観念があり、それを打破するために3人目を支援する。そのため、当事業がはじまったと記憶している。子供は2人までという固定観念を打ち破っていかう、それが事業目的の一つでもあると付け加えさせていただきたい。

4 閉会